セブン銀行

お客さまの「あったらいいな」を超えて、
日常の未来を生みだし続ける。

第23回 定時株主総会 招集ご通知

日時　2024年6月17日（月曜日）
午前10時（開場　午前9時）

場所　東京プリンスホテル 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号

第1号議案　取締役8名選任の件
第2号議案　監査役1名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン等からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/8410/

証券コード：8410



ごあいさつ

セブン銀行

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第23回定時株主総会を６月17日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　**松橋 正明**

セブン銀行グループの存在価値（パーパス）

お客さまの「あったらいいな」を超えて、日常の未来を生みだし続ける。

社 是

1. 私たちは、お客さまに信頼される誠実な企業でありたい。
2. 私たちは、株主、お取引先、地域社会に信頼される誠実な企業でありたい。
3. 私たちは、社員に信頼される誠実な企業でありたい。

経営理念

1. お客さまのニーズに的確に応え、信頼される銀行を目指します。
2. 社員一人一人が、技術革新の成果をスピーディーに取り入れ、自己変革に取組んでいきます。
3. 安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、我が国の金融システムの安定と発展に貢献します。

倫理憲章（項目のみ抜粋）

1. 銀行の公共性・社会的責任の自覚
2. お客さま第一主義の実践と時代のニーズに合ったより高い利便性の提供
3. 誠実・公正な行動
4. 社会とのコミュニケーション
5. 人間性の尊重

証券コード：8410
2024年５月31日
（電子提供措置の開始日　2024年５月20日）

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長　松 橋　正 明

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/meeting.html

また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（セブン銀行）又は証券コード（8410）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月14日（金曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

お体の不自由な株主様や通訳の必要な株主様は、ご同伴者様との同席が可能です。同席をご希望の場合は当日受付にてお申し出ください。
車いすでご来場された方のため、会場内に専用スペースを設けております。受付にてご案内いたします。

記

日　　時　2024年６月17日（月曜日）午前10時（開場 午前９時）

場　　所　東京プリンスホテル　鳳凰の間

東京都港区芝公園三丁目3番1号

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

株主総会の目的事項

報告事項　１．第23期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第23期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項　**第１号議案　取締役８名選任の件**

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

招集にあたっての決定事項

１．議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

２．議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以　上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」「その他」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主様の大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会へのご出席による議決権行使

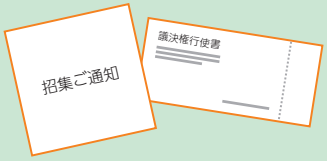

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年６月17日（月）午前10時

ご郵送による議決権行使

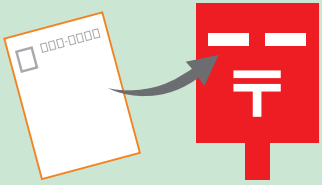

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2024年６月14日（金）午後5時30分到着

インターネット等による議決権行使



当社指定の議決権行使サイト

(https://evote.tr.mufg.jp/)

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2024年６月14日（金）午後5時30分まで

機関投資家の皆さまへ　当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

「ネットで招集」のご案内

本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。

https://s.srdb.jp/8410/

※ QRコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing

インターネットによる議決権行使

インターネットによる**議決権行使方法**についてご案内いたします。

行使期限 2024年6月14日（金曜日）午後5時30分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

❶ サイトへアクセスする

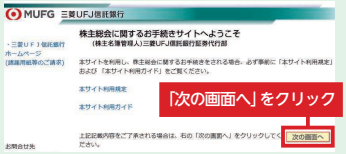

❷ 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

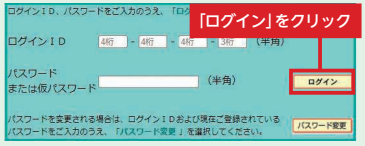

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合、同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

議決権行使書副票（右側）

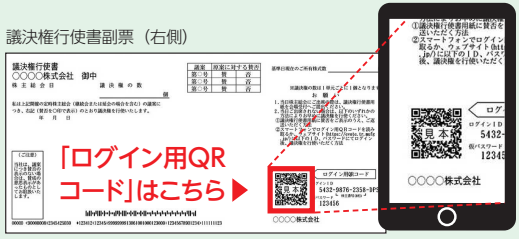

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 毎日午前２時30分から午前4時30分までは取扱いを休止させていただきます。
- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027　※受付時間９:00～21:00

株主総会インターネット参加（ライブ配信）のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

1 配信日時

2024年6月17日（月曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間 30分前頃にアクセス可能になります。

2 視聴方法

以下のURL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。

URL **https://engagement-portal.tr.mufg.jp/**

本ウェブサイトにて以下のログインID及びパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックを入れた後、「ログイン」ボタンのクリックをお願いいたします。



❶ 議決権行使書用紙の右側に記載されている「ログインID」（15桁の半角英数字）を入力

❷ 議決権行使書用紙の右側に記載されている「仮パスワード」（6桁の半角数字）を入力

ログインＩＤ ❶ ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
仮パスワード　株主番号(8桁)
XXXXXX ❷ パスワード

「ログインID及びパスワード」は議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。
視聴は株主様本人のみに限定させていただきます。

本ウェブサイトにて「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックを入れた後、「視聴する」ボタンのクリックをお願いいたします。



インターネット参加についての注意事項

- 当日の撮影は、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。
  あらかじめご了承ください。
- インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。
  そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。
  議決権行使は、事前に、郵送又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
- 天変地異や機材トラブル等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。
  配信可否等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- Internet Explorerはご利用いただけませんのでその他のブラウザをご利用ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

事前ご質問のご案内

受付期間 **2024年6月10日（月曜日）午後5時30分まで**

本株主総会の目的事項につきまして、株主様からのご質問をお受けいたします。「株主総会インターネット参加（ライブ配信）のご案内」をご参照のうえライブ配信サイトにログインいただき、「事前質問」ボタンをクリックし、ご質問をご入力ください。



いただいたご質問のうち、株主様のご関心の高いご質問につきましては、株主総会当日に回答させていただき、その他のご質問につきましては、株主総会終了後に当社ウェブサイトに回答を掲載させていただく予定です。

注意事項

- 内容は簡潔にご入力くださいますようお願い申し上げます。
- 本総会の目的事項と関連のないご質問やその他公開に支障のあるご質問等、回答を行わない場合がございます。また、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ライブ配信サイト・事前ご質問に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

0120-676-808

※土日祝日等を除く平日9:00～17:00、ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで

書面交付請求手続きについてのご案内

次回以降、書面での株主総会資料の送付をご希望される株主様は、基準日（2025年3月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。
お手続き方法につきましては、当社株主名簿管理人又はお取引の証券会社までお問い合わせください。

第１号議案 ｜ 取締役８名選任の件

現任取締役全員（８名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		スキル・マトリックス						
			企業経営	営業・マーケティング	商品開発・IT	グローバル	人事・労務	財務・ファイナンス	法務・リスクマネジメント
1	再任	舟竹 泰昭（ふなたけ やすあき） 代表取締役会長	○	○			○	○	
2	再任	松橋 正明（まつはし まさあき） 代表取締役社長	○	○	○				
3	再任	小林 強（こばやし つよし） 取締役	○			○		○	
4	再任	木川 眞（きがわ まこと） 社外取締役 独立役員	○				○	○	○
5	再任	黒田由貴子（くろだ ゆきこ） 社外取締役 独立役員	○			○	○		
6	再任	高藤 悦弘（たかとう えつひろ） 社外取締役 独立役員	○	○		○			
7	再任	平子 裕志（ひらこ ゆうじ） 社外取締役 独立役員	○			○		○	
8	再任	木原 民（きはら たみ） 社外取締役 独立役員			○		○		

監査役のスキル・マトリックス

	再任	石黒 和彦（いしぐろ かずひこ） 常勤監査役			○				○
		酒井 良次（さかい りょうじ） 常勤監査役				○		○	○
		寺島 秀昭（てらしま ひであき） 社外監査役 独立役員					○		○
		小川千恵子（おがわちえこ） 社外監査役 独立役員						○	

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会後の取締役及び監査役のスキル・マトリックスは上記のとおりです。取締役・監査役の選任に当たっては、スキル・マトリックスを活用し、多様なスキルや専門性を保有するメンバーでバランス良く構成しています。

1. 舟竹（ふなたけ） 泰昭（やすあき）（1956年11月29日生） 再任



●所有する当社株式の数
227,600株
●当事業年度における取締役会への出席状況
15回全て出席（100%）

●略歴、地位
1980年４月　株式会社日本長期信用銀行（現株式会社ＳＢＩ新生銀行）入行
2001年７月　株式会社新生銀行（現株式会社ＳＢＩ新生銀行）リテール業務推進部長
2001年12月　当社入社
2002年10月　当社事業開発部長
2006年５月　当社業務開発部長
2006年６月　当社執行役員業務開発部長
2008年６月　当社取締役執行役員業務推進部長
2010年６月　当社取締役常務執行役員企画部長
2013年６月　当社取締役専務執行役員企画部長
2014年４月　当社取締役専務執行役員
2016年６月　当社取締役副社長執行役員
2018年６月　当社代表取締役社長
2018年６月　株式会社セブン・ペイ取締役
2022年６月　当社代表取締役会長（現任）
2023年５月　株式会社セブン・カードサービス取締役（現任）

●重要な兼職の状況
株式会社セブン・カードサービス取締役

取締役候補者とした理由
舟竹泰昭氏は、当社代表取締役会長として、当社経営全般における豊富な経験と実績、見識を有しており、当社経営全般の管理・監督者として、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

2. 松橋（まつはし） 正明（まさあき）（1962年4月6日生） 再任



●所有する当社株式の数
26,267株
●当事業年度における取締役会への出席状況
15回全て出席（100%）

●略歴、地位
1983年４月　日本電気エンジニアリング株式会社（現ＮＥＣプラットフォームズ株式会社）入社
2002年４月　日本電気株式会社入社
2003年４月　当社入社
2009年４月　当社ＡＴＭソリューション部長
2011年６月　当社執行役員ＡＴＭソリューション部長
2015年７月　当社常務執行役員ＡＴＭソリューション部長
2016年４月　当社常務執行役員
2018年６月　当社専務執行役員
2021年７月　当社専務執行役員コーポレート・トランスフォーメーション部リーダー
2021年10月　当社専務執行役員
2022年６月　当社代表取締役社長（現任）

●担当
監査部

取締役候補者とした理由
松橋正明氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営全般を統括し、経営戦略を推進してきた豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

3. 小林（こばやし） 強（つよし）（1957年8月12日生） 再任



●所有する当社株式の数
32,900株
●当事業年度における取締役会への出席状況
11回のうち10回出席（90.9%）

●略歴、地位

1981年 4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社ＳＢＩ新生銀行）入行
2000年 6月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2004年 2月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社
2005年 9月	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 執行役員経営企画部シニアオフィサー
2009年 5月	同社取締役執行役員経営企画部・海外企画部シニアオフィサー
2014年12月	同社取締役執行役員社長付シニアオフィサー
2015年 5月	当社企画部審議役
2017年 3月	株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役専務執行役員
2017年 3月	株式会社セブン・カードサービス取締役専務執行役員
2018年 3月	株式会社セブンＣＳカードサービス取締役
2018年 6月	株式会社セブン・ペイ代表取締役社長
2022年 3月	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス執行役員金融戦略室長
2023年 3月	株式会社セブン・フィナンシャルサービス代表取締役会長（現任）
2023年 3月	株式会社セブン・カードサービス代表取締役会長（現任）
2023年 4月	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス常務執行役員金融関連事業統括（現任）
2023年 6月	当社取締役（現任）

●重要な兼職の状況
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス常務執行役員、株式会社セブン・カードサービス代表取締役会長、株式会社セブン・フィナンシャルサービス代表取締役会長

取締役候補者とした理由
小林強氏は、株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの常務執行役員、株式会社セブン・カードサービスの代表取締役会長及び株式会社セブン・フィナンシャルサービスの代表取締役会長としての経験・見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

4. 木川（きがわ） 眞（まこと）（1949年12月31日生） 社外取締役 独立役員 再任



●所有する当社株式の数
0株
●当事業年度における取締役会への出席状況
15回全て出席（100%）

●略歴、地位

1973年 4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2004年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務取締役
2005年 4月	ヤマト運輸株式会社（現ヤマトホールディングス株式会社）入社
2005年 6月	同社常務取締役
2006年 6月	同社代表取締役専務執行役員
2007年 3月	ヤマト運輸株式会社代表取締役社長 社長執行役員
2011年 4月	ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員
2015年 4月	同社代表取締役会長
2016年 6月	株式会社小松製作所取締役
2018年 4月	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
2018年 6月	当社取締役（現任）
2019年 4月	ヤマトホールディングス株式会社取締役
2019年 6月	沖電気工業株式会社取締役（現任）
2019年 6月	ヤマトホールディングス株式会社特別顧問
2020年 4月	株式会社肥後銀行監査役
2022年 4月	同社取締役（現任）
2022年 6月	株式会社ＩCMG取締役（現任）
2023年 6月	ヤマトホールディングス株式会社参与

●重要な兼職の状況
沖電気工業株式会社社外取締役
株式会社肥後銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

5. 黒田（くろだ） 由貴子（ゆきこ） (1963年9月24日生)

社外取締役 | 独立役員 | 再 任



●略歴、地位
1986年４月　ソニー株式会社入社
1991年１月　株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
2010年６月　アステラス製薬株式会社監査役
2011年３月　株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）取締役
2012年４月　株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー
2013年６月　丸紅株式会社取締役
2015年６月　三井化学株式会社取締役
2018年６月　当社取締役（現任）
2018年６月　テルモ株式会社取締役（現任）
2022年６月　株式会社大林組取締役（現任）
2022年８月　日本オラクル株式会社取締役（現任）
2024年３月　株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング顧問・ファウンダー（現任）

●重要な兼職の状況
株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング顧問・ファウンダー
テルモ株式会社社外取締役
株式会社大林組社外取締役
日本オラクル株式会社社外取締役

●所有する当社株式の数
0株

●当事業年度における取締役会への出席状況
15回全て出席（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
黒田由貴子氏は、会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

6. 高藤（たかとう） 悦弘（えつひろ） (1957年2月6日生)

社外取締役 | 独立役員 | 再 任



●略歴、地位
1979年４月　味の素株式会社入社
2002年８月　インドネシア味の素社取締役社長
2007年７月　味の素株式会社アミノ酸カンパニー加工用うま味調味料部長
2009年６月　同社執行役員
2009年６月　ブラジル味の素社代表取締役社長
2013年６月　味の素株式会社取締役常務執行役員
2013年６月　タイ味の素社取締役社長
2015年１月　味の素アセアン地域統括社取締役社長
2015年６月　味の素株式会社取締役専務執行役員
2016年６月　同社食品事業本部長
2017年６月　同社代表取締役専務執行役員
2019年６月　同社取締役
2020年６月　日本うま味調味料協会会長
2021年６月　味の素株式会社アドバイザー
2022年３月　株式会社ミルボン取締役（現任）
2022年４月　東京ヴェルディ株式会社取締役（現任）
2022年６月　当社取締役（現任）

●重要な兼職の状況
株式会社ミルボン社外取締役

●所有する当社株式の数
6,900株

●当事業年度における取締役会への出席状況
15回のうち14回出席（93.3%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
高藤悦弘氏は、味の素株式会社における会社経営、マーケティング及びグローバルな職務の経験・見識を現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営、マーケティング及びグローバルな職務の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

7. 平子（ひらこ） 裕志（ゆうじ） (1958年1月25日生)

社外取締役 | 独立役員 | 再 任



●略歴、地位

1981年４月　全日本空輸株式会社（現ＡＮＡホールディングス株式会社）入社
2010年４月　同社企画室企画部長
2011年６月　同社執行役員
2013年４月　全日本空輸株式会社上席執行役員
2015年４月　ＡＮＡホールディングス株式会社上席執行役員
2015年６月　同社取締役執行役員
2017年４月　同社取締役
2017年４月　全日本空輸株式会社代表取締役社長
2022年４月　ＡＮＡホールディングス株式会社取締役副会長
2023年６月　当社取締役（現任）
2023年６月　株式会社ＪＶＣケンウッド取締役（現任）
2024年４月　ＡＮＡホールディングス株式会社特別顧問（現任）

●所有する当社株式の数

600株

●当事業年度における取締役会への出席状況

11回全て出席（100%）

●重要な兼職の状況

ＡＮＡホールディングス株式会社特別顧問
株式会社ＪＶＣケンウッド社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
平子裕志氏は、ＡＮＡホールディングス株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

8. 木原（きはら） 民（たみ） (1962年6月27日生)

社外取締役 | 独立役員 | 再 任



●略歴、地位

1985年４月　株式会社リコー入社
2019年４月　リコーＩＴソリューションズ株式会社理事 技術経営本部長
2021年４月　株式会社リコー デジタル戦略部デジタル人材戦略センター所長
2022年４月　リコーＩＴソリューションズ株式会社理事
2022年７月　同社取締役
2023年６月　当社取締役（現任）
2024年４月　アイリー株式会社顧問（現任）

●所有する当社株式の数

0株

●当事業年度における取締役会への出席状況

11回全て出席（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
木原民氏は、リコーＩＴソリューションズ株式会社の会社経営及び株式会社リコーの人材戦略に携わってきた経験・見識を現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営及び人材戦略の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

（注）1．舟竹泰昭氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン・カードサービスの取締役を兼務しております。
また、小林強氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの常務執行役員、株式会社セブン・カードサービスの代表取締役会長及び株式会社セブン・フィナンシャルサービスの代表取締役会長を兼務しております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
なお、小林強氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏は非業務執行取締役となります。
2．木川眞氏、黒田由貴子氏、高藤悦弘氏、平子裕志氏及び木原民氏は、社外取締役候補者であります。
3．木川眞氏、黒田由貴子氏、高藤悦弘氏、平子裕志氏及び木原民氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、第23回定時株主総会終結の時をもって、木川眞氏及び黒田由貴子氏がそれぞれ６年、高藤悦弘氏が２年、平子裕志氏及び木原民氏がそれぞれ１年となります。
4．当社は、現在、木川眞氏、黒田由貴子氏、高藤悦弘氏、平子裕志氏及び木原民氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。
5．当社親会社である株式会社セブン＆アイ・ホールディングスは、同社及び当社を含む同社の子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年９月に更新が予定されております。
現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役に再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
なお、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は当社が負担しております。
6．木川眞氏、黒田由貴子氏、高藤悦弘氏、平子裕志氏及び木原民氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出ており、各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引続き、独立役員として届け出る予定であります。
木川眞氏は、株式会社肥後銀行の社外取締役を兼務しております。当社は、株式会社肥後銀行と以下の取引がありますが、その金額の当社連結の直近事業年度における経常収益の合計又は経常費用の合計に占める割合はいずれも1％未満であり、主要な取引先に該当しません。
・当社は、株式会社肥後銀行とＡＴＭ提携取引があり、手数料等の支払いを受けております。
・当社は、株式会社肥後銀行に対し、業務委託手数料等の支払いがございます。
また、黒田由貴子氏は、株式会社大林組及び日本オラクル株式会社の社外取締役を兼務しております。当社及び当社子会社は、株式会社大林組及び日本オラクル株式会社と以下の取引がありますが、その金額の当社連結の直近事業年度における経常収益の合計又は経常費用の合計に占める割合はいずれも1％未満であり、主要な取引先に該当しません。
・当社子会社は、株式会社大林組よりシステム利用料等の支払いを受けております。
・当社は、株式会社大林組に対し、外注作業費等の支払いがございます。
・当社は、日本オラクル株式会社に対し、機械保守費等の支払いがございます。
また、平子裕志氏は、ＡＮＡホールディングス株式会社の特別顧問を兼務しております。当社子会社は、ＡＮＡホールディングス株式会社の子会社と以下の取引がありますが、その金額の当社連結の直近事業年度における経常収益の合計に占める割合は1％未満であり、主要な取引先に該当しません。
・当社子会社は、ＡＮＡホールディングス株式会社の子会社よりシステム利用料及び手数料等の支払いを受けております。
7．黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は、松本由貴子であります。
8．木原民氏の戸籍上の氏名は、磯部民であります。

第２号議案 ｜ 監査役１名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役石黒和彦氏は任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

石黒（いしぐろ）　和彦（かずひこ）（1957年12月２日生）　再任



●**所有する当社株式の数**
253,300株

●**当事業年度における取締役会への出席状況**
15回のうち14回出席（93.3%）

●**当事業年度における監査役会への出席状況**
14回全て出席（100%）

●**略歴、地位**

1980年４月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2001年４月	株式会社ユーフィット（現ＴＩＳ株式会社）出向　取締役
2004年４月	ＵＦＪＩＳ株式会社（現三菱ＵＦＪインフォメーションテクノロジー株式会社）出向　取締役
2006年３月	同社出向　常務取締役
2009年５月	当社入社
2009年５月	当社執行役員システム部長
2010年６月	当社取締役執行役員システム部長
2013年６月	当社取締役常務執行役員システム部長
2014年４月	当社取締役常務執行役員
2016年６月	当社取締役専務執行役員
2019年５月	サインポスト株式会社監査役（現任）
2020年６月	当社監査役（現任）

●**重要な兼職の状況**
サインポスト株式会社社外監査役

監査役候補者とした理由
石黒和彦氏は、当社のシステム及び銀行業務全般に係る見識を有し、現に当社経営全般に関する監査を行っておりますので、監査役候補者として適任であると判断いたしました。

（注）１．候補者石黒和彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、現在、石黒和彦氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。
３．当社親会社である株式会社セブン＆アイ・ホールディングスは、同社及び当社を含む同社の子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年９月に更新が予定されております。
現任監査役である石黒和彦氏は当該保険契約の被保険者となっており、また、候補者が当社監査役に再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
なお、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は当社が負担しております。

第３号議案 ｜ 補欠監査役１名選任の件

本株主総会開催の時をもって、2023年６月19日開催の第22回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役芦原一郎氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらためて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、本件選任を取消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

芦原（あしはら） 一郎（いちろう） (1967年5月25日生)



●所有する当社株式の数
0株

●略歴、地位

1995年４月	弁護士登録・東京弁護士会所属（現任）
1995年４月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
1999年10月	アメリカンファミリー生命保険会社（現アフラック生命保険株式会社）法律顧問
2006年４月	同社統括法律顧問代行・上席部長・法務部長
2006年５月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2009年６月	日本ＧＥ株式会社チーフコンプライアンスオフィサー
2009年12月	みずほ証券株式会社シニアリーガルカウンセル
2012年４月	日本組織内弁護士協会理事
2013年８月	チューリッヒ保険会社・チューリッヒ生命保険株式会社ジェネラルカウンセル
2018年７月	Seven Rich法律事務所ジェネラルカウンセル
2020年３月	弁護士法人キャスト（現弁護士法人キャストグローバル）パートナー（現任）
2020年４月	株式会社クラフト監査役（現任）
2020年11月	司法試験考査委員
2021年６月	日新火災海上保険株式会社取締役（現任）

●重要な兼職の状況
弁護士法人キャストグローバルパートナー
日新火災海上保険株式会社社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由等
芦原一郎氏は、弁護士としての国際的な見識を、当社経営の監査に活かしていただくことが期待できますので、補欠の社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

（注）
1．候補者芦原一郎氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
2．候補者芦原一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3．候補者芦原一郎氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。
4．当社親会社である株式会社セブン＆アイ・ホールディングスは、同社及び当社を含む同社の子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年9月に更新が予定されております。候補者は当社監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。なお、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は当社が負担しております。
5．候補者芦原一郎氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。

（ご参考）社外役員の独立性について

1．社外役員の独立性に関する基準
(1)親会社又は兄弟会社の業務執行者（過去その立場にあった者を含む。以下同じ）ではないこと。
(2)当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先若しくはその業務執行者ではないこと。
(3)当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は団体に所属していた者ではないこと。
(4)当社の主要株主又はその業務執行者でないこと。
(5)上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと。

2．その他独立役員に関する事項
当社では独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社９社（FCTI, Inc.、PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL、株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社セブン・ペイメントサービス、Pito AxM Platform, Inc.、株式会社セブン・グローバルレミット、株式会社ＡＣＳｉON、株式会社ビバビーダメディカルライフ、株式会社セブン・カードサービス）及び関連会社３社（株式会社セブン・ペイ、ＴＯＲＡＮＯＴＥＣ株式会社、ＴＯＲＡＮＯＴＥＣ投信投資顧問株式会社）の計13社で構成され、国内外における各事業を推進しております。

(１)国内事業（銀行業その他）セグメント

セブン＆アイグループ各社のセブン - イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等にＡＴＭを設置し、多くの国内金融機関等と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いＡＴＭネットワークを介して、多くのお客さまにＡＴＭサービスを提供しております。

また、当社に口座をお持ちのお客さまを対象に、普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービス、デビットサービス等の身近で便利な口座サービスに加え、当社グループの知見活用や外部企業との連携により、さまざまなお客さまのニーズに応えた金融サービスの提供も行っております。

(２)クレジットカード・電子マネー事業セグメント

当社連結子会社の株式会社セブン・カードサービスは、国内においてクレジットカード事業及び電子マネー事業を中心とするノンバンク事業等を展開しております。

(３)海外事業セグメント

当社連結子会社のFCTI, Inc.は米国において、セブン - イレブン店舗へＡＴＭを設置し、ＡＴＭサービスを展開しております。インドネシアにおける当社連結子会社のPT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは現地でのＡＴＭサービスを展開しております。また、フィリピンにおける当社連結子会社のPito AxM Platform, Inc.は、セブン - イレブン店舗等へＡＴＭを設置し、ＡＴＭサービスを展開しております。

以上のように、多様化する社会の変化を大きなビジネス機会と捉え、社会価値・企業価値双方の持続的な創出を目指し、事業・サービスの多角化に向けた取組みを推進しております。

経済金融環境

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「５類感染症」に移行する等、行動制限の緩和が一層進み、経済活動の正常化による個人消費の持ち直しの動きが見られました。一方、エネルギーコストや原材料価格の高騰に伴う物価上昇や金利・為替相場の変動による影響に加え、世界的な金融引締めによる景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

事業の経過及び成果

❶ 国内事業（銀行業その他）セグメント

当連結会計年度は、預貯金金融機関の取引件数の増加に加え、引続き当社ＡＴＭを利用した各種キャッシュレス決済の現金チャージ取引件数が順調に増加したことにより、ＡＴＭ総利用件数は前年同期を上回る水準で推移いたしました。

2024年３月末現在のＡＴＭ設置台数は27,422台（2023年３月末比1.8％増）、当連結会計年度のＡＴＭ１日１台当たり平均利用件数は105.0件（前連結会計年度比3.4％増）、ＡＴＭ総利用件数は1,039百万件（同6.0％増）となりました。

なお、2024年３月末現在の提携金融機関等は676先（注）、第４世代ＡＴＭの2024年３月末時点での設置台数は19,771台（2023年３月末比47.3％増）となりました。

また、ＡＴＭの共同運営やグループ外への積極的な設置を通じ、いつでもどこでもサービスが受けられる環境づくりに加え、ＡＴＭによるマイナンバーカードの健康保険証利用申込みや、マイナポータル情報連携サービスの開始、さらには、金融機関などの諸手続きをＡＴＭで受け付ける新サービス「＋Connect（プラスコネクト）」の提供開始など、ＡＴＭの可能性を広げるサービスプラットフォーム戦略も着実に進めております。

今後も物価上昇や金利・為替相場の変動、キャッシュレス化の進展等により、依然として先行き不透明な事業環境が予想されますが、ＡＴＭの社会的価値を現金プラットフォームからサービスプラットフォームへと進化させ、社会の変化・お客さまニーズの変化に柔軟に対応したＡＴＭプラットフォーム戦略を引続き推進してまいります。

（注）ＪＡバンク及びＪＦマリンバンクについては、業態としてそれぞれ１つとしております。

ATM設置台数の推移（国内）

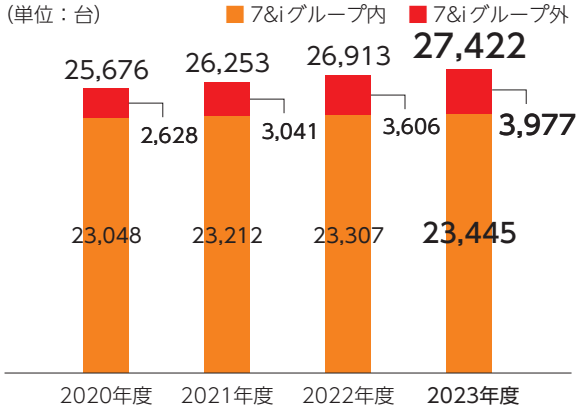

ATM総利用件数の推移（国内）

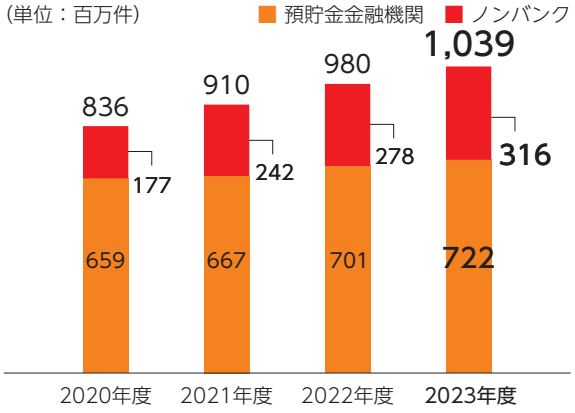

2024年３月末現在、個人のお客さまの預金口座数は3,037千口座（2023年３月末比10.2％増）と順調に増加し、個人向け預金残高は5,983億円（同3.9％増）となりました。また、個人向けローンサービスの残高は、2024年３月末現在で443億円（同26.2％増）となりました。

なお、「セブン銀行後払いサービス」の当連結会計年度における累計取扱高は606億円（前連結会計年度比32.0％増）となりました。

当社は社会の変化に伴い顕在化・深刻化する社会課題解決への貢献をビジネス機会と捉え、これまで培ったノウハウに加え、外部企業とも連携し、さまざまなお客さまのニーズに応じた新たな金融サービスを提供することを目指してまいります。

❷ クレジットカード・電子マネー事業セグメント

当社は、クレジットカード事業・電子マネー事業を営む株式会社セブン・カードサービスを2023年７月１日付で連結子会社化いたしました。

2024年３月末時点でのクレジットカード会員数は354万人、クレジットカードキャッシング残高は105億円となりました。なお、連結対象期間（2023年７月～2024年３月）のクレジットカードショッピング取扱高は6,179億円となりました。

また、2024年３月末時点での電子マネー「nanaco」会員数は8,216万人、連結対象期間（2023年７月～2024年３月）の電子マネー取扱高は1兆3,550億円となりました。

❸ 海外事業セグメント

当社連結子会社のFCTI, Inc.は、米国セブン - イレブン店舗にＡＴＭを設置しており、2023年12月末時点でのＡＴＭ設置台数は8,602台（2022年12月末比0.4％減）となりました。

インドネシアにおける当社連結子会社PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、インドネシア現地のコンビニチェーン店舗を中心にＡＴＭを設置しており、2023年12月末時点のＡＴＭ設置台数は7,959台（2022年12月末比43.2％増）となっております。

また、フィリピンにおける当社連結子会社Pito AxM Platform, Inc.は、フィリピン国内のセブン - イレブン店舗等にＡＴＭを設置しており、2023年12月末時点のＡＴＭ設置台数は3,017台（2022年12月末比29.8％増）となっております。

❹ 経営成績

当連結会計年度の当社連結業績は、人流回帰や資金需要の回復によりＡＴＭ総利用件数が増加したことや、2023年７月１日付で株式会社セブン・カードサービスを連結子会社化した影響などにより増収となりました。一方で、新型の第４世代ＡＴＭへの更改や新紙幣対応に伴うソフトウェア更新、また連結子会社のFCTI, Inc.において米国金利の上昇に伴う資金調達費用の増加などがあったことから費用も増加いたしましたが、費用を上回る増収となったことから、経常利益は増益となりました。なお、特別利益として株式会社セブン・カードサービスの連結子会社化による負ののれん発生益などを計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益も増益となりました。

以上の結果、経常収益197,877百万円（前連結会計年度比27.6％増）、経常利益30,526百万円（同5.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益31,970百万円（同69.5％増）となりました。

なお、セブン銀行単体業績は、経常収益128,899百万円（前年度比6.9％増）、経常利益29,123百万円（同7.5％減）、当期純利益19,320百万円（同0.9％減）となりました。

❺資産、負債及び純資産の状況

総資産は1,717,818百万円となりました。そのうちＡＴＭ運営のために必要な現金預け金が988,932百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が118,077百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるＡＴＭ仮払金が205,420百万円となっております。

負債は1,441,962百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）914,768百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が482,906百万円、個人向け定期預金残高が115,472百万円となっております。

純資産は275,856百万円となりました。このうち利益剰余金は201,836百万円となっております。



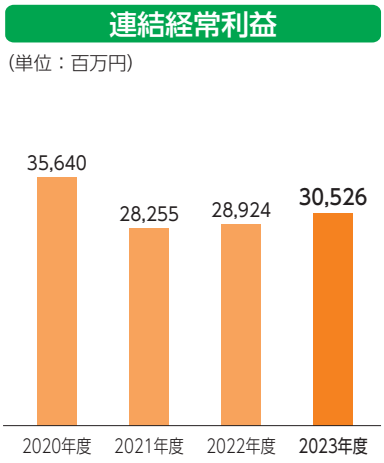

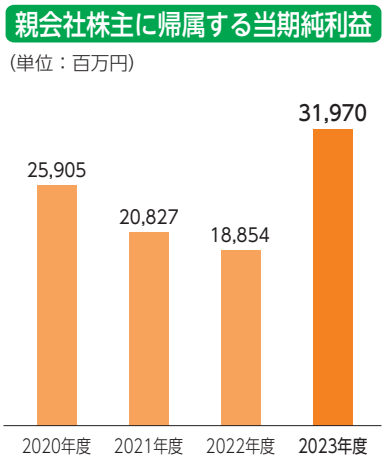

企業集団が対処すべき課題

当社は2001年の創業以来、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して」ご利用いただけるＡＴＭサービスを追求することで着実かつ堅実に成長を実現してまいりました。しかし、デジタル化、キャッシュレス化の流れが進行する中で 、お客さまの生活様式や企業に求める価値も変化しつつあります。一方で、気候変動による自然災害のリスクは地球規模で高まりつつあり、持続可能な社会を実現するための企業経営の在り方も大きく問われています。

こうした大きな事業環境の変化に対応するため、当社グループは2021年、“お客さまの「あったらいいな」を超えて、日常の未来を生みだし続ける。”というパーパス（存在意義）を策定するとともに、このパーパスを体現し、持続的成長を果たすための中期経営計画（2021年度～2025年度）を公表しております。

当社グループは、これらの環境変化を更なる変革と飛躍のチャンスと捉えており、以下の課題に対処することにより、当社グループの持続的成長を実現し、お客さまや社会に必要とされる企業であり続けたいと考えております。

＜国内事業（銀行業その他）セグメント＞

■ＡＴＭプラットフォーム戦略

これまで当社が中核事業としてきたＡＴＭの現金プラットフォーム事業は、キャッシュレス化の進展などにより、大きな転換点を迎えておりますが、従来から取り扱ってきた金融機関の現金入出金取引に加え、QRコード決済等事業会社の現金チャージ取引が大きく増加したことなどにより、当社のＡＴＭ年間総利用件数は今なお増加を続けております。当社は、決済環境の変化は新しいＡＴＭサービスが生まれるチャンスであるとの認識のもと、デジタル化、キャッシュレス化の流れの中でも、リアルとバーチャルの貴重な接点として、引続きＡＴＭを通じて、お客さまに安心で便利なサービスを提供する取組みを続けてまいります。

2019年９月に設置を開始し、入替を進めてきた第４世代ＡＴＭは全台数のおよそ７割以上にまで達しております。第４世代ＡＴＭで新たに実装した機能（本人認証機能、スキャニング機能等）を活用した新サービス「+Connect（プラスコネクト）」は2023年９月より提供を開始し、金融機関などの諸手続きをセブン銀行ＡＴＭで行うことが可能となりました。今後も、対象エリアの拡大及びサービスの拡充を図り、セブン銀行ＡＴＭがサービスプラットフォームとして、あらゆる手続き・認証の窓口となる世界の実現を目指してまいります。

■リテール戦略

金融リテール分野では従来の金融機関等に加え、Fintech企業等さまざまな企業がひしめき合い、金融サービスのアンバンドリング化・多様化が進んでいます。このような中、当社は、3,000万人以上の会員数を誇る「7iD」との連携をはじめとした、セブン＆アイグループとの連携強化を図るとともに、流通グループ発祥の銀行ならではのユニークな金融商品を開発・提供する取組みを拡大してまいります。

日本における外国人居住者が増加する中、当社グループは、セブン銀行海外送金サービスやセブン銀行ＡＴＭを介した海外送金事業者との協業、海外グループ会社との連携といった強みを活かしながら、外国人居住者に使っていただきやすい金融サービスを提供することで、誰もが暮らしやすい社会を目指し、多文化共生の実現に貢献してまいります。

■法人戦略

当社が創業来蓄積し、強みとしている銀行品質の事務処理能力や安心・安全な資金管理・資金移動の仕組み、認証などのセキュリティの高いテクノロジーについて、金融機関や一般事業者に提供するサービスの拡大を図ってまいりました。昨今、進化するDXの技術をいち早く取り入れ、外部事業者とも協力しながら事業規模の拡大に努めてまいります。

＜クレジットカード・電子マネー事業セグメント＞

2023年７月より当社連結子会社となった株式会社セブン・カードサービスは、セブン＆アイグループの決済サービス事業会社として、クレジットカード「セブンカード・プラス／セブンカード」と電子マネー「nanaco」を発行・運営し、お客さまの毎日の便利を支えています。今後は、セブン銀行のバンキング事業と一体運営することで、両社が培ってきたノウハウ・専門性を統合・拡充しつつ、グループ共通の会員基盤である「7iD」との連携を深化させていくことで、「ふだんの暮らし」に密着した金融サービスの提供に挑み続けてまいります。

＜海外事業セグメント＞

米国では、政策金利の上昇により資金調達コストが増加しておりますが、ＡＴＭ機内現金の圧縮対策などにより金利上昇の影響を最小化する手段を講じてまいります。また、現在米国セブン - イレブン店舗に設置している約8,600台のＡＴＭに加えて、新たにSpeedway約3,000店舗へのＡＴＭ設置を開始し、全米でのＡＴＭネットワークをさらに強固なものとしてまいります。さらに、この強固なＡＴＭネットワークを基盤としながら米国セブン - イレブンとの協業を拡大し、小売と金融を組み合わせた独自の金融サービスを提供することで、米国市場での顧客基盤の強化と事業の多角化を目指してまいります。

アジアでは、インドネシア・フィリピンの２カ国で、積極的なＡＴＭ設置を継続しており、両国ともに国内最大規模のＡＴＭ事業者にまで成長しております。両国では、利用者にとって日常生活に必要なＡＴＭが十分に設置されていないため、引続き高い需要が見込まれます。今後は両国におけるＡＴＭネットワーク網を引続き拡大させるとともに、ＡＴＭを入口とした多層的な金融サービスの実現にも取組んでまいります。

＜持続可能な社会の実現＞

当社グループはサステナビリティを長期的な経営戦略の根幹と位置づけ、2021年度には「サステナビリティ推進基本方針」を制定するとともに、全社的なサステナビリティ推進を図るためSDGs推進担当役員を議長とする「サステナビリティ委員会」を設置しております。

また、事業活動を通じた環境・社会課題の解決と事業競争力強化の両立を目的とし、2019年度に「５つの重点課題」（注）を選定し、優先して取組むべき課題を明確にしました。加えて、2021年度からスタートした当社の中期経営計画では、成長戦略の一つの柱として「社会課題解決への貢献」を置き、「５つの重点課題」を軸として、本業を通じた社会課題の解決に向けて全社的な取組みを推進してまいりました。

（注）５つの重点課題
- 安心・安全な決済インフラの提供
- 新しい金融サービスを通じた生活創造
- 誰もが活躍できる社会づくり
- 環境負荷の軽減
- 多文化共生の実現

2023年度サステナビリティ委員会では「セブン銀行グループ連動での気候変動対応」「人的資本経営の更なる推進」「５つの重点課題の見直しと社内外への情報発信の強化」の３つを注力トピックスとしたほか、多様な人財が活躍できる組織風土醸成を目的として「D&I推進部会」を設置いたしました。

また気候変動への対応については、すでに2021年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明しており、当社の主力事業であるＡＴＭプラットフォーム事業を対象に気候変動リスク及び機会の影響を計るため、2022年３月期末時点の情報をもとに、2030年時点を想定したシナリオ分析を実施いたしました。

当社グループを取り巻く環境は大きく変化し続けておりますが、当社グループが創業から大事にしてきた常にお客さまの想いに寄り添い、お応えする姿勢はこれからも変わることはありません。

当社グループは、“お客さまの「あったらいいな」を超えて、日常の未来を生みだし続ける。”というパーパスの実現に向けて、更なるサービスの向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	137,267	136,667	154,984	197,877
経常利益	35,640	28,255	28,924	30,526
親会社株主に帰属する当期純利益	25,905	20,827	18,854	31,970
包括利益	25,605	22,163	20,459	34,387
純資産額	234,676	244,113	254,242	275,856
総資産	1,197,158	1,221,623	1,312,273	1,717,818

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預金	784,892	792,751	824,778	949,751
定期性預金	240,346	229,097	227,018	218,748
その他	544,545	563,654	597,759	731,003
社債	105,000	105,000	85,000	65,000
貸出金	24,350	28,203	35,571	44,468
個人向け	24,300	27,953	34,921	44,318
中小企業向け	－	－	－	－
その他	50	250	650	150
商品有価証券	－	－	－	－
有価証券	91,173	111,167	122,324	172,795
国債	－	－	－	－
その他	91,173	111,167	122,324	172,795
総資産	1,192,358	1,209,040	1,287,693	1,536,555
内国為替取扱高	37,065,517	38,152,148	40,348,768	43,474,432
外国為替取扱高	百万ドル 636	百万ドル 526	百万ドル 528	百万ドル 290
経常利益	34,593	28,412	31,500	29,123
当期純利益	15,825	18,135	19,508	19,320
1株当たり当期純利益	円 銭 13 44	円 銭 15 42	円 銭 16 58	円 銭 16 47

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 企業集団の使用人の状況

	当年度末		
	国内事業（銀行業その他）	クレジットカード・電子マネー事業	海外事業
使用人数	890人	208人	203人

（注）使用人数は、役員、執行役員、連結会社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、連結会社外からの出向者を含めた使用人数であります。

4. 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

（イ） 主要な営業所及び営業所数

	主要な営業所	当年度末	
		店	うち出張所
東京都	本店他	18	（－）

（注）1．東京都の営業所数の中に、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け５支店）を含んでおります。
2．上記のほか、当年度末において店舗外ＡＴＭを27,422か所設置しております。

（ロ） 銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
アルティウスリンク株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目３番２号	電話代理応答業務
株式会社セブン・ペイメントサービス	東京都千代田区丸の内一丁目６番１号	送金・決済サービス

（注）株式会社セブン・グローバルレミットにつきましては、年度末時点で契約が終了したため、記載を省略しております。

（ハ） 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ 国内事業（銀行業その他）セグメント（銀行業を除く）

株式会社バンク・ビジネスファクトリー：本社（神奈川県横浜市）
株式会社セブン・ペイメントサービス：本社（東京都千代田区）
株式会社セブン・グローバルレミット：本社（東京都千代田区）
株式会社ＡＣＳｉＯＮ：本社（東京都千代田区）
株式会社ビバビーダメディカルライフ：本社（神奈川県大和市）

ハ クレジットカード・電子マネー事業セグメント

株式会社セブン・カードサービス：本社（東京都千代田区）

ニ 海外事業セグメント

FCTI, Inc.：本社（アメリカ合衆国）
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL：本社（インドネシア共和国）
Pito AxM Platform, Inc.：本社（フィリピン共和国）

5. 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

（単位：百万円）

報告セグメント	金額
国内事業（銀行業その他）	32,346
クレジットカード・電子マネー事業	2,742
海外事業	3,755
合計	38,844

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

報告セグメント	内容	金額
国内事業（銀行業その他）	ATM	12,644
	ソフトウエア	17,369

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区	純粋持株会社	百万円 50,000	% 46.43 (46.43)	（注2）

（注）1．議決権比率欄の（　）内は、間接保有割合であります。
2．親会社との間でグループ経営に関連した契約は締結しておりません。
なお、当社とは預金取引関係等があります。

ロ 子会社等の状況

（年度末現在）

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
FCTI, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州	ATM運営事業	百万米ドル 19	100.00 %	－
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州	ATM運営事業	億インドネシアルピア 10,283	67.89	－
株式会社バンク・ビジネスファクトリー	神奈川県横浜市	事務受託事業	百万円 400	100.00	－
株式会社セブン・ペイメントサービス	東京都千代田区	送金・決済サービス事業	百万円 475	100.00	－
Pito AxM Platform, Inc.	フィリピン共和国マニラ首都圏	ATM運営事業	百万フィリピンペソ 3,214	100.00	－
株式会社セブン・グローバルレミット	東京都千代田区	外国人居住者向け資金移動業	百万円 3	100.00	－
株式会社ＡＣＳｉＯＮ	東京都千代田区	本人確認及び不正検知プラットフォーム事業	百万円 100	58.28	－
株式会社ビバビーダメディカルライフ	神奈川県大和市	外国人居住者向け少額短期保険業	百万円 45	97.78	－
株式会社セブン・カードサービス	東京都千代田区	クレジットカード・電子マネー事業	百万円 7,500	98.86	－

（注）上記のほか、持分法適用の関連法人等が３社あります。

7. 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
舟竹泰昭	代表取締役会長	株式会社セブン・カードサービス取締役	－
松橋正明	代表取締役社長	―	－
小林強	取締役	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス常務執行役員、株式会社セブン・カードサービス代表取締役会長、株式会社セブン・フィナンシャルサービス代表取締役会長	－
木川眞	取締役（社外）	ヤマトホールディングス株式会社参与、 沖電気工業株式会社社外取締役、 株式会社肥後銀行社外取締役	（注１）
黒田由貴子	取締役（社外）	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング顧問・ファウンダー、 テルモ株式会社社外取締役、株式会社大林組社外取締役、日本オラクル株式会社社外取締役	（注１）
高藤悦弘	取締役（社外）	株式会社ミルボン社外取締役	（注１）
平子裕志	取締役（社外）	ＡＮＡホールディングス株式会社取締役副会長、 株式会社ＪＶＣケンウッド社外取締役	（注１）
木原民	取締役（社外）	―	（注１）
石黒和彦	常勤監査役	サインポスト株式会社社外監査役	－
酒井良次	常勤監査役	―	－
寺島秀昭	監査役（社外）	弁護士（晴海協和法律事務所）	（注１）
小川千恵子	監査役（社外）	公認会計士・税理士（小川公認会計士事務所所長） 株式会社ヨロズ社外取締役（監査等委員）	（注１） （注２）

（注）１．木川眞氏、黒田由貴子氏、高藤悦弘氏、平子裕志氏、木原民氏、寺島秀昭氏及び小川千恵子氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
２．小川千恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 会社役員に対する報酬等

イ 役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の支給人数

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	変動報酬（業績連動報酬等）	
			基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬（非金銭報酬等）
取締役	11名	236	150	41	45
監査役	5名	67	67	―	―
計	16名	303	217	41	45

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．業績連動型株式報酬の記載金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
3．当社は、2020年８月11日付で、株式報酬型ストック・オプションを業績連動型株式報酬制度に移行することにより、一体的に株式報酬制度を管理・運営しております。取締役に付与済みである株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものについては、当該取締役において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、権利放棄した新株予約権の目的となる株式数に相当するポイント（総数860,000株相当）を業績連動型株式報酬制度において付与しております。当該ポイントは、移行前の株式報酬型ストック・オプションと同じく基本的に退任後に初めて当社株式の交付が行われるものであり、また、移行前の株式報酬型ストック・オプションの報酬額の開示が行われているため、上記の業績連動型株式報酬の金額の欄に含んでおりません。

ロ 役員報酬の考え方と役員報酬制度（会社法第361条第７項の方針の内容の概要）

（イ）役員報酬に関する基本方針

当社は、役員報酬について、以下の考えに基づき決定します。

・企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
・業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人財を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
・客観性・透明性のあるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

（ロ）当事業年度に係る役員の個人別の報酬等の決定の方法

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役２名及び代表取締役２名の合計４名から構成される指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬等の具体的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定しております。指名・報酬委員会の開催にあたっては、議論のプロセス把握の観点により、監査役が議決権を持たないオブザーバーとして参加できるものとしております。この手続は「役員規程」に定められており、「役員規程」は取締役会が監査役と協議のうえ、その決議によって変更又は改廃されます。

監査役の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議にて決定しております。

（ハ）報酬体系

当社の役員報酬体系は、固定報酬である「基本報酬」と、変動報酬である「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成され、以下のとおり適用します。

	固定報酬	変動報酬	
	(a) 基本報酬	(b) 賞与	(c) 業績連動型株式報酬
業務執行取締役	○	○	○
非業務執行取締役	○	―	―
監査役	○	―	―

各制度の位置づけは以下のとおりとします。

(a) 基本報酬	役位に応じ着実に職務を遂行することを促すための報酬
(b) 賞与	中長期的な企業価値向上に向けた各事業年度の業績目標(マイルストーン)を着実に達成するための短期インセンティブ
(c) 業績連動型株式報酬	株主との利害共有を図り、中長期的に企業価値を高めるための中長期インセンティブ

各制度の割合は、固定報酬と変動報酬のバランス、金銭報酬と株式報酬のバランス、及び短期・中長期のバランスのとれた視点を持ち経営を担うための賞与と株式報酬のバランス等を考慮し、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により以下のとおり決定しています（監査役報酬を除く）。

また、非業務執行取締役及び監査役は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を考慮し、固定報酬のみとします。

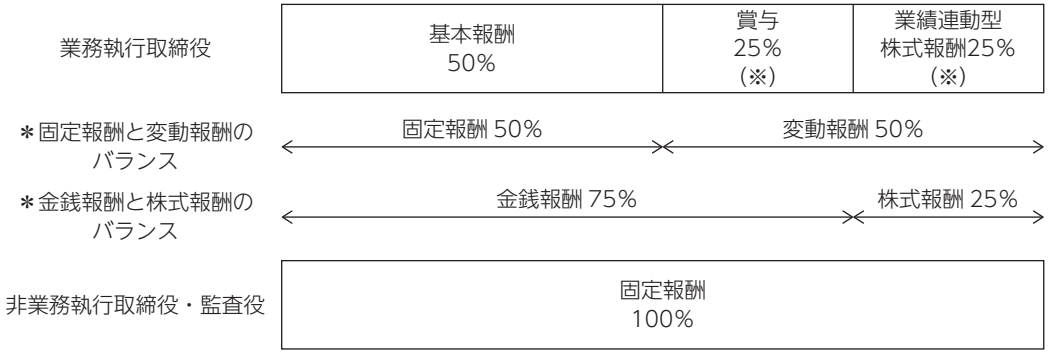

（※） 賞与及び業績連動型株式報酬が基準報酬額である時を前提として算出しております。

（二）報酬水準

当社の役員報酬水準は、優秀な人財を確保できるよう競争力ある報酬水準とすべく、外部専門機関の客観的な報酬水準データの中から、当社と同規模の企業群及び同業種の企業群の報酬水準データを分析・比較し、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定しています（監査役報酬を除く）。

（ホ）変動報酬の内容及び算定方法

・賞与

短期インセンティブとなる賞与は、役位別に定められる基準額に対し、前事業年度の連結業績目標に応じた業績連動係数を乗じて決定します。

・業績連動型株式報酬

中長期インセンティブとなる業績連動型株式報酬は、役位別に付与するポイント数が定められる「固定部分」と、役位及び業績に応じ付与するポイント数が変動する「業績連動部分」で構成されます。いずれも在任期間中、毎年ポイントを付与・累積し、退任時にポイントの累積値に相当する当社株式を交付します。

業績連動部分は、役位別に定められるポイント数に対し、連結業績目標達成度に応じた業績連動係数を乗じてポイント数（交付株式数）を決定します。

なお、当社は、決算上の重大な過失・不正、決算内容の重大な修正、法令違反等一定の事由への該当する場合、取締役に対して業績連動型株式報酬の返還を要求することができるクローバック条項を、導入済のマルス条項に加えて導入いたしました。返還の対象となり得る報酬は、該当事由が認められた事業年度及びその前の３事業年度の対価として受け取った業績連動型株式報酬としております。本取扱いは、2024年３月期の対価として付与される業績連動型株式報酬から適用対象となり、以後全ての期間において適用されます。

・変動報酬の評価指標（業績指標）及び評価方法

売上規模及び収益性の両面からバランスのとれたものとすべく、連結経常収益及び連結経常利益を評価指標としております。また、2024年３月期の対価として付与される業績連動型株式報酬のポイントから、従業員エンゲージメントを評価指標として追加いたしました。

制度		指標及び評価方法
賞与		・「本業を伸ばしつつ事業の多角化を実践する」という経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上に向けた業績目標(マイルストーン)達成状況・プロセスに基づき評価 ・前事業年度の連結経常収益、連結経常利益の目標達成状況に基づき定量的に評価 ・基準額の０％～200％の範囲で支給額を決定
業績連動型株式報酬	固定部分	―
	業績連動部分	・「本業を伸ばしつつ事業の多角化を実践する」という経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上の結果に基づき評価 ・前事業年度の連結経常収益、連結経常利益等の目標達成状況に基づき定量的に評価（2024年３月期の対価として付与される業績連動型株式報酬のポイントから従業員エンゲージメントを評価指標として追加） ・基準ポイントの０％～200％の範囲でポイント数（交付株式数）を決定

・変動報酬にかかる評価指標の目標と実績等

当事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

評価指標	目標値（百万円）	実績値（百万円）	目標達成度（%）
連結経常収益	198,500	197,877	99.7%
連結経常利益	25,500	30,526	119.7%

評価指標	2023年3月スコア	2024年3月スコア	前事業年度比
従業員エンゲージメント	68	69	+1

（注）評価指標のうち、従業員エンゲージメントについては、2023年3月に実施した従業員エンゲージメント調査の総合スコアと、2024年3月に実施した同調査の総合スコアの、比較結果に対応する指数としている。

ハ 会社法第361条第７項の方針の決定の方法

役員報酬の考え方と役員報酬制度は、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定しております。

ニ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が会社法第361条第７項の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針との整合性を多角的に審議しているため、取締役会もその提案を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

ホ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・2008年６月18日：監査役の報酬額を年額100,000,000円以内とする。(決議時点における監査役の員数：４名)

・2020年６月22日：取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の報酬として、取締役報酬限度額とは別枠で、３事業年度ごとに４億円を上限として業績連動型株式報酬を支給する。また、取締役に毎年付与されるポイント数（株式数）の上限は１年当たり40万ポイント（株）とする。ただし、2020年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、別途上限４億円（上限90万ポイント(株)）をこれに加える。(決議時点における取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の員数：２名)

・2023年６月19日：取締役の報酬額を年額350,000,000円以内（うち社外取締役分年額100,000,000円以内）とする。(決議時点における取締役の員数：8名。うち社外取締役5名)

3. 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
小林　強 木川　眞 黒田由貴子 高藤悦弘 平子裕志 木原　民 石黒和彦 酒井良次 寺島秀昭 小川千恵子	会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

（注）小林強氏との責任限定契約は、当社が株式会社セブン・カードサービスを2023年７月１日付で子会社化したことにより、同氏が当社の業務執行取締役等に該当することとなったため、会社法第427条第2項の規定に基づき、同日以降将来に向かってその効力を失いました。

4. 補償契約

該当ありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当ありません。

（注）当社親会社である株式会社セブン＆アイ・ホールディングスは、同社及び当社を含む同社の子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は全額当社が負担しております。
被保険者である当社役員が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填することとしております。
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

（年度末現在）

氏　名	兼職その他の状況
木　川　　眞	ヤマトホールディングス株式会社参与、沖電気工業株式会社社外取締役、 株式会社肥後銀行社外取締役、株式会社ＩＣＭＧ社外取締役
黒　田　由貴子	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング顧問・ファウンダー、 テルモ株式会社社外取締役、株式会社大林組社外取締役、 日本オラクル株式会社社外取締役
高　藤　悦　弘	株式会社ミルボン社外取締役、東京ヴェルディ株式会社社外取締役
平　子　裕　志	ＡＮＡホールディングス株式会社取締役副会長、 株式会社ＪＶＣケンウッド社外取締役
木　原　　民	―
寺　島　秀　昭	弁護士（晴海協和法律事務所）
小　川　千恵子	公認会計士・税理士（小川公認会計士事務所所長）、 株式会社ヨロズ社外取締役（監査等委員）、埼玉県戸田市代表監査委員、 戸田ボートレース企業団代表監査委員、公認会計士協同組合理事長

（注）兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
木　川　　眞	2018年６月から現在まで	当年度開催の取締役会15回全て出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
黒　田　由貴子	2018年６月から現在まで	当年度開催の取締役会15回全て出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
高　藤　悦　弘	2022年６月から現在まで	当年度開催の取締役会15回のうち14回出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
平　子　裕　志	2023年６月から現在まで	当年度開催の取締役会11回全て出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
木　原　　民	2023年６月から現在まで	当年度開催の取締役会11回全て出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
寺　島　秀　昭	2019年６月から現在まで	当年度開催の取締役会15回全て出席 当年度開催の監査役会14回全て出席	法曹としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明等を行っております。
小　川　千恵子	2023年６月から現在まで	当年度開催の取締役会11回全て出席 当年度開催の監査役会10回全て出席	公認会計士としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明等を行っております。

（注）１．平子裕志氏及び木原民氏の出席状況については、2023年６月19日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
２．小川千恵子氏の出席状況については、2023年６月19日の就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

3. 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10名	81	―

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数	普通株式	4,763,632千株
発行済株式の総数	普通株式	1,179,308千株

2. 当年度末株主数

223,404名

3. 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	453,639	38.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	91,055	7.74
株式会社イトーヨーカ堂	46,961	3.99
株式会社ヨークベニマル	45,000	3.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	37,146	3.16
BBH FOR UMB BK, NATL ASSOCIATION-GLOBAL ALPHA INTL SMALL CAP FUND LP	19,143	1.62
株式会社三井住友銀行	15,000	1.27
第一生命保険株式会社	15,000	1.27
株式会社三菱UFJ銀行	10,000	0.85
株式会社野村総合研究所	10,000	0.85
日本電気株式会社	10,000	0.85

(注) 1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、自己株式（3,835千株）を控除して計算しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
なお、自己株式には、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式（5,555千株）は含まれておりません。

4. 役員保有株式

該当ありません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士　畑岡 哲 公認会計士　竹内 知明	79	①当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したので、会社法第399条第１項の同意を行っております。 ②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である自己資本比率算定に係る支援業務について、対価を支払っております。

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額110百万円

2. 責任限定契約

該当ありません。

3. 補償契約

該当ありません。

4. 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL及びPito AxM Platform, Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

第23期末連結貸借対照表（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	988,932	預金	914,768
コールローン	50,000	譲渡性預金	650
有価証券	118,077	コールマネー	110,000
貸出金	56,289	借用金	19,052
外国為替	0	社債	65,000
ＡＴＭ仮払金	205,420	ＡＴＭ仮受金	118,566
会員未収金	134,340	クレジットカード事業未払金	42,429
その他資産	76,038	電子マネー預り金	70,899
有形固定資産	39,150	その他負債	97,177
建物	1,970	賞与引当金	1,032
ＡＴＭ	32,302	退職給付に係る負債	25
その他の有形固定資産	4,877	役員退職慰労引当金	29
無形固定資産	46,795	株式給付引当金	812
ソフトウェア	36,530	訴訟損失引当金	1,418
その他の無形固定資産	10,264	繰延税金負債	99
退職給付に係る資産	2,615	負債の部合計	1,441,962
繰延税金資産	4,751	（純資産の部）	
貸倒引当金	△4,593	資本金	30,724
		資本剰余金	30,850
		利益剰余金	201,836
		自己株式	△2,744
		株主資本合計	260,666
		その他有価証券評価差額金	607
		為替換算調整勘定	8,574
		退職給付に係る調整累計額	688
		その他の包括利益累計額合計	9,870
		新株予約権	12
		非支配株主持分	5,306
		純資産の部合計	275,856
資産の部合計	1,717,818	負債及び純資産の部合計	1,717,818

第23期連結損益計算書（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**197,877**
資金運用収益	**8,158**	
貸出金利息	7,453	
有価証券利息配当金	147	
コールローン利息	49	
預け金利息	508	
役務取引等収益	**186,235**	
受入為替手数料	3,744	
ＡＴＭ受入手数料	149,446	
クレジットカード営業収入	10,058	
電子マネー営業収入	10,201	
その他の役務収益	12,783	
その他業務収益	**309**	
その他経常収益	**3,174**	
その他の経常収益	3,174	
経常費用		**167,351**
資金調達費用	**1,174**	
預金利息	32	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息	△59	
借用金利息	903	
社債利息	298	
役務取引等費用	**53,418**	
支払為替手数料	1,808	
ＡＴＭ設置支払手数料	31,541	
ＡＴＭ支払手数料	10,187	
クレジットカード業務経費	4,306	
電子マネー業務経費	726	
その他の役務費用	4,849	
営業経費	**108,084**	
その他経常費用	**4,673**	
貸倒引当金繰入額	2,179	
その他の経常費用	2,493	
経常利益		**30,526**
特別利益		**22,326**
固定資産処分益	0	
関係会社株式売却益	785	
負ののれん発生益	21,540	
特別損失		**7,722**
固定資産処分損	549	
減損損失	351	
マイナポイント関連損失	4,619	
訴訟損失引当金繰入額	1,406	
その他の特別損失	795	
税金等調整前当期純利益		**45,130**
法人税、住民税及び事業税	**8,503**	
法人税等調整額	**4,667**	
法人税等合計		**13,170**
当期純利益		**31,959**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△11**
親会社株主に帰属する当期純利益		**31,970**

第23期末貸借対照表（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**956,804**	**預金**	**949,751**
現金	776,540	普通預金	730,637
預け金	180,263	定期預金	218,748
コールローン	**50,000**	その他の預金	365
有価証券	**172,795**	**譲渡性預金**	**650**
地方債	65,327	**コールマネー**	**110,000**
社債	46,181	**社債**	**65,000**
株式	38,067	**その他負債**	**148,154**
その他の証券	23,218	未払法人税等	3,743
貸出金	**44,468**	未払費用	6,964
証書貸付	150	ＡＴＭ仮受金	118,566
当座貸越	44,318	資産除去債務	430
外国為替	**0**	その他の負債	18,450
外国他店預け	0	**賞与引当金**	**634**
その他資産	**231,427**	**株式給付引当金**	**812**
前払費用	1,831	**支払承諾**	**13,300**
未収収益	10,466	**負債の部合計**	**1,288,303**
ＡＴＭ仮払金	198,172	（純資産の部）	
その他の資産	20,957	**資本金**	**30,724**
有形固定資産	**29,023**	**資本剰余金**	**30,724**
建物	1,756	資本準備金	30,724
ＡＴＭ	23,164	**利益剰余金**	**188,926**
その他の有形固定資産	4,102	利益準備金	0
無形固定資産	**38,484**	その他利益剰余金	188,926
ソフトウェア	30,597	繰越利益剰余金	188,926
ソフトウェア仮勘定	7,880	**自己株式**	**△2,744**
その他の無形固定資産	6	**株主資本合計**	**247,631**
前払年金費用	**921**	**その他有価証券評価差額金**	**607**
繰延税金資産	**1,131**	**評価・換算差額等合計**	**607**
支払承諾見返	**13,300**	**新株予約権**	**12**
貸倒引当金	**△1,802**	**純資産の部合計**	**248,252**
資産の部合計	**1,536,555**	**負債及び純資産の部合計**	**1,536,555**

第23期損益計算書（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**128,899**
資金運用収益	**6,163**	
貸出金利息	5,880	
有価証券利息配当金	147	
コールローン利息	49	
預け金利息	86	
役務取引等収益	**121,505**	
受入為替手数料	3,744	
ＡＴＭ受入手数料	111,060	
その他の役務収益	6,700	
その他業務収益	**310**	
外国為替売買益	310	
その他経常収益	**919**	
株式等売却益	56	
その他の経常収益	862	
経常費用		**99,775**
資金調達費用	**271**	
預金利息	32	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息	△59	
借用金利息	0	
社債利息	298	
役務取引等費用	**25,339**	
支払為替手数料	1,808	
ＡＴＭ設置支払手数料	17,525	
ＡＴＭ支払手数料	2,646	
その他の役務費用	3,358	
営業経費	**71,580**	
その他経常費用	**2,585**	
貸倒引当金繰入額	1,123	
貸出金償却	0	
株式等償却	1,363	
その他の経常費用	98	
経常利益		**29,123**
特別利益		**200**
関係会社株式売却益	200	
特別損失		**1,719**
固定資産処分損	503	
関係会社株式評価損	909	
その他の特別損失	306	
税引前当期純利益		**27,603**
法人税、住民税及び事業税	**8,301**	
法人税等調整額	**△18**	
法人税等合計		**8,283**
当期純利益		**19,320**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月９日

株式会社セブン銀行
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　畑　岡　哲
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　竹　内　知　明

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
　監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月９日

株式会社セブン銀行
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　畑　岡　哲
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　竹　内　知　明

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2023年４月１日から2024年３月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月17日

株式会社 セブン銀行　監査役会

常勤監査役　石　黒　和　彦　㊞

常勤監査役　酒　井　良　次　㊞

社外監査役　寺　島　秀　昭　㊞

社外監査役　小　川　千恵子　㊞

以　上

コーポレート・ガバナンスについて

1. 基本的な考え方

当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しております。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

これらの実践のため、当社が具体的に取組むべきことを明確にすること、ならびに株主への説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページで公表しております。

≪コーポレート・ガバナンスに関するホームページURL≫
https://www.sevenbank.co.jp/csr/esg/governance/

≪コーポレートガバナンス・ガイドライン≫
https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS96633/76574834/f552/4ff2/ae1f/76b3e323715b/20230301155922247s.pdf

2. コーポレート・ガバナンス体制図

（2024年5月1日時点）

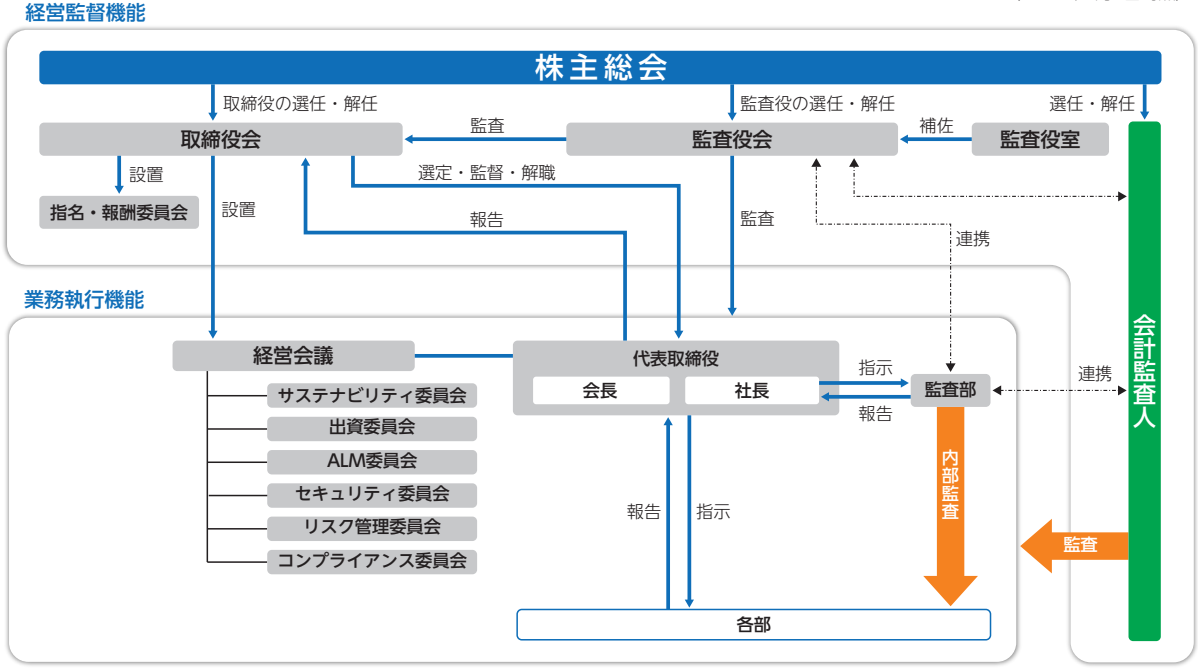

3. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

≪経営陣幹部選解任基準≫

1. 経営陣幹部については、将来にわたり成長していく企業であり続けるために、当社グループにおける十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献できることを基準に選定しております。
2. 経営陣幹部は以下の欠格事由に該当しない者としております。
    －反社会的勢力との関係が認められること
    －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること
3. 経営陣幹部については、内規に定める所定の年齢に到達した場合、不正があった場合、業務遂行に重大な支障が生じた場合、上記1・2の選任基準を満たさないこととなった場合その他経営陣幹部としての業務遂行の水準が当社の要求するものを満たさないと判断される場合等、経営陣幹部としての適格性を著しく欠くことになった場合に、その役職を解くものとしております。

≪取締役候補者選定基準≫

1. 取締役候補者については、出身の各分野における十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献できることを基準に選定しております。
2. 取締役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
    －反社会的勢力との関係が認められること
    －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

≪監査役候補者選定基準・手続き≫

1. 監査役候補者については、出身の各分野における十分な実績・高い能力、業務遂行に必要な財務・会計・法務に関する知識、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できることを基準に選定しております。
2. 監査役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
    －反社会的勢力との関係が認められること
    －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること
3. 監査役候補者の選定にあたっては、監査役会による候補者面談を行う等、監査役会が独立した客観的な立場において適切に判断を行うこととしております。

4. 少数株主の利益保護

≪支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針≫
　株式会社セブン＆アイ・ホールディングスは、当社議決権の46.43%を間接保有する親会社であり、適時開示規則に定められた支配株主にあたります。親会社との取引等を行う際には、利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定として定められた銀行法上のアームズ・レングス・ルールを遵守しており、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとします。

≪親会社である株式会社セブン＆アイ・ホールディングスとの関係≫
　当社が健全で持続的な成長を達成していくには、企業としての信頼性・経営の透明性を基盤とし成り立つ様々な提携先との協業を高度に融合させ、事業発展（イノベーション）させていくことが不可欠であると考えております。そして、当社の信頼性・経営の透明性を担保するために、市場への上場は最も有効な手段の一つであると認識しております。当社は独立した上場企業として、事業戦略・人事政策・資本政策等の全てを親会社から独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開しております。また親会社から必要な独立性を確保するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者、及び執行役員候補者の推薦に関する事項を審議しており、これにより経営陣の選任について親会社から独立性を担保しています。さらに、当社では、独立性を有する社外取締役及び社外監査役を配置しており、これらの者が親会社と親会社以外の株主の利益相反が生じないよう監督しています。なお、当社は親会社との間でグループ経営に関連した契約は締結しておりません。また、当社は、親会社の開示義務等に対応するため、親会社との間で「重要事実報告ガイドライン」を定め、親会社の適時開示に影響を与えるもの、親会社連結財務諸表に重要な影響を与えるもの、セブン＆アイグループの信用を毀損する可能性があるものに限定して、親会社への報告を行っております。

　親会社におけるグループ経営に関する考え方や方針は以下の通りであります。
　「当社は、上場子会社として株式会社セブン銀行を有していますが、当該上場子会社の独立性を尊重する観点から、同社の経営判断を重視し、事業戦略・人事政策・資本政策等を独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開することを尊重しております。」
（株式会社セブン＆アイ・ホールディングス ホームページより引用）

配当金のお知らせ

当社は、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけております。今後も、成長に向けた新たな分野への積極投資、インフラ事業者として事業継続に必要なリスクへの備えとのバランスを勘案した適正な、利益還元を着実に実施してまいります。年２回（中間配当及び期末配当）の配当を株主の皆さまへの還元の基本とし、堅実なビジネスモデルと強固な財務基盤を活かした安定的な配当に努めてまいります。

期末配当につきまして、取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 **期末配当金**　１株当たり5.50円

2 **効力発生日**　2024年６月3日

株式事務のご案内

事業年度	４月１日～翌年３月31日
期末配当金受領株主確定日	３月31日
中間配当金受領株主確定日	９月30日
定時株主総会	毎年６月
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場 （上場日　2011年12月26日）
証券コード	8410
公告の方法	電子公告により行う※ 公告掲載URL：https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/kokoku.html ※電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町１－１ 0120－232－711（通話料無料） 郵送先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

◎定時株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトのご案内

最新のお知らせや**セブン銀行の紹介**、**IRに関するお知らせ**などがご覧いただけます。

https://www.sevenbank.co.jp/ir/



株主総会会場ご案内図

日 時 2024年6月17日（月曜日）午前10時（開場　午前9時）

会 場 東京プリンスホテル 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号　☎(03)3432-1111(代表)

最寄駅のご案内

○ 都営地下鉄三田線「御成門駅」

A1出口 から徒歩約5分

A1出口から地上に出られましたら右へお進みいただき、右手に見えますホテル正面入口へお進みください。

○ 都営地下鉄大江戸線「赤羽橋駅」

赤羽橋口 から徒歩約12分

赤羽橋口から地上に出られましたら目の前の赤羽橋交差点を2段階にお渡りいただき、左手の道沿いにお進みください。

※当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※株主総会ではお土産はお配りしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株式会社
セブン銀行

UD FONT

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK